

「令和6年度退所児童等アフターケア事業」業務委託仕様書

本仕様書は、千葉県が「退所児童等アフターケア事業」業務を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 事業の目的

社会的養護環境下から自立する児童等（18歳以上の者を含む。以下同じ。）は、児童虐待等の理由により、家庭からの支援を期待することができず、様々な生活・就業上の問題を抱えながら、自らの努力で生活基盤を築いていかなければならない。

この事業は、これらの児童等に対して、生活や就業に関する相談に応じるとともに、必要な支援への連携及び児童等が相互に意見交換や情報交換等を行えるよう自助グループ活動を支援するなど、地域社会における社会的自立の促進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は千葉県とし、6に掲げる事業内容を適切に実施することができる者と認められた者に委託して実施する。

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 履行場所

県内児童養護施設等及び受託事業者の事務所内ほか

5 委託金額等

(1) 委託額の上限は、26,292,000円（消費税込み）とする。

ただし、支援コーディネーターによる継続支援計画の作成（業務委託仕様書6（2）①）を20ケース以上行った場合に限る。

（ 上記の継続支援計画の作成が20ケース未満の場合の委託金額の上
限は、24,226,000円以内（消費税込み）とする。 ）

(2) 委託金額は、6に掲げる事業内容を実施するために要する全ての経費を対象とする。

6 委託業務の内容

(1) 事業の対象者

千葉県及び千葉市が措置等をした、児童養護施設等（児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム）及び小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）を言う。以下同じ。）の退所（予定）者及び里親の委託解除（予定）者又はこれらと同等であると知事が認めた者を対象とする。

（２） 事業内容

本委託業務は、関係機関等（児童養護施設等、里親、千葉県が実施する里親養育包括支援（フォスタリング）事業の受託事業者及びその他児童養護施設等退所児童等のアフターケアを実施している関係団体をいう。以下同じ。）と連携して、次の支援（訪問支援を含む。以下同じ。）等を行うものとする。

なお、千葉県及び千葉市が措置等した児童等に係る事業実施にあたっては、千葉県及び千葉市と十分に協議して行うものとする。

① 支援コーディネーターによる継続支援計画の作成

ア 支援コーディネーターは、対象者、児童相談所の子ども担当職員、里親、施設職員など対象者の支援に携わってきた者等により構成される会議を開催し、これらの者の意見を踏まえ、原則措置解除前にイに掲げる継続支援計画を作成すること。

また、前年度から継続して支援を行う児童については、現時点での継続支援計画を作成すること。

イ 継続支援計画には、対象者の心身の状況や生活状況、保護者の状況など家庭環境、学校若しくは就労先の環境など必要な情報を収集しアセスメントを行い、社会的自立に向けて、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法などを定め、退所後の生活等を考慮した計画を作成すること。

また、継続支援計画は、施設等において作成されていた自立支援計画と一貫した内容となるよう十分考慮して作成すること。

ウ 支援コーディネーターは、継続支援計画に基づく支援状況について、必要に応じて対象者、児童相談所の職員、里親、施設職員、各支援担当職員等による会議（支援担当者会議）を運営することとし、対象者の生活状況の変化など必要に応じて計画の見直しを行うこと。

エ 児童相談所等の関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて他の関係機関とも連携し、効果的な支援ができるように努めること。

② 生活支援

ア 退所を控えた児童等に対する支援

- (ア) 地域生活を始める上で必要な知識、社会常識等を学ぶためのテキストを活用し、講習会、生活技能等を修得するための支援を行うこと。
- (イ) 児童養護施設等を訪問し、自立支援への不安や悩み等を抱えた児童等を把握し、積極的に児童等との接点を持つよう努めるとともに、入所施設等と連携した支援体制を構築すること。
- (ウ) 大学、高等学校など教育機関を退学した者の進路や求職活動等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用や面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。
- (エ) 入所施設等と連携の下、対象者との関係性を深めるとともに対象者同士の交流等を図る活動を行うこと。
- (オ) 入所施設等に赴いて退所を控えた者の自立に向けた相談支援を行うこと。
- (カ) その他、地域生活を始める上で必要な支援を行うこと。

イ 退所後の支援

- (ア) 居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。
- (イ) 進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。
- (ウ) 対象者が気軽に集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等自助グループ活動の育成支援を行うこと。
- (エ) 民間アパート等の住宅確保及び緊急時の宿泊場所の確保の支援を行うこと。
- (オ) その他、地域社会において自立生活する上で必要な支援を行うこと。

③ 関係機関との連絡調整

他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。

④ 法律相談支援

ア 対象者が金銭トラブル、契約トラブル等に遭った場合に適切に支援できるよう、弁護士等を嘱託契約等により配置すること。

イ その他、対象者が法律相談を必要とする状況になった場合に適切

に対応するために必要な事業を行うこと。

⑤ 就労相談の実施

ア 就労相談支援担当職員を配置し、児童相談所等と連携して活動する就労支援チームを設置すること。就労支援チームは、相談を受けた際、助言を行うだけでなく、公共職業安定所等の就労支援機関への同行支援など、支援の対象者のニーズに応じた適切な支援を行うよう努めること。

イ 社会的自立を支援するために適切な職場環境の確保及び必要な支援を行うこと。

ウ 雇用先となる職場の開拓を行うこと。

エ 就職面接等のアドバイスを行うこと。

オ 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップを行うこと。

カ その他就労支援に必要な事業を行うこと。

⑥ 「児童養護施設退所者等に対する自立支援貸付事業」及び「社会的養護自立支援事業」利用者に対する支援

ア 利用者の現況把握を行うこと。

イ 利用者が修学及び就業を継続できるよう、利用者及び養育者等に対して必要な支援を行うこと。

⑦ 調査研究

退所児童等に対する支援についての調査報告

ア 退所児童等に対する支援に関して効果のあった事例やデータの収集・分析を行うこと。

イ 収集・分析結果を踏まえ、児童養護施設等を含めた関係機関等と情報交換を実施し、千葉県におけるアフターケアのあり方について検討すること。

ウ イの検討結果について、千葉県及び千葉市に報告すること。

⑧ 広報活動

地域の児童等に対し、支援内容や所在地が明確に把握されるように広報活動を積極的に行うこと。

(3) 実績報告

本事業の進捗状況等を確認するため、受託者は、四半期毎に相談件数や活動内容を取りまとめた事業実績報告書を作成し、各四半期終了後速やかに提出すること。

(4) 事業完了報告

受託者は、事業が終了してから速やかに事業完了報告書、収支決算報告書及びその他必要な書類を提出すること。

7 職員の配置等

(1) 受託者は、事業を実施するに当たり、下記の職員を配置すること。

① 支援コーディネーター

次の各号のいずれかに該当する常勤の支援コーディネーターを1名以上配置すること。

ア 社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者

イ 児童福祉事業、社会福祉事業に5年以上従事した者

ウ 被虐待児等への自立支援に対する理解があり、知事が適当と認めた者

② 生活相談支援担当職員

児童等の自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する相談支援担当職員を1名以上配置すること。

ア 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第60条に定める児童指導員の資格を有する者。

イ 児童等の自立支援に対する理解があり、知事が適当と認めた者。

③ 就労相談支援担当職員

有料職業紹介事業の許可を得ている者、または今後、有料職業紹介事業の許可を得る予定の者を1名以上配置すること。

(2) 受託者は、児童等が利用しやすい時間帯や曜日等に配慮すること。

8 設備

次の設備を設けること。

(1) 相談室

(2) 児童等が集まることができる設備

(3) その他事業を実施するために必要な設備

9 関係書類の整備等

(1) 受託者は、次の帳簿を備えなければならない。

ア 本事業実施に係る収支に関する帳簿

イ 事業対象者に対する支援の記録

ウ その他本事業実施に際して必要となる諸記録

(2) 受託者は、委託期間満了後、県から指示があったときは、事業退所者に対する支援の記録を県に引き継がなければならない。

1 0 事業の再委託

委託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。また、委託業務の一部について再委託を行う場合は、次の各号について、あらかじめ県の承認を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称及び住所
- (2) 再委託を行う業務の範囲
- (3) 再委託を行う必要性
- (4) 契約金額

1 1 その他の事項

(1) 仕様変更

本件受託者はやむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、予め県と協議の上、承認を得ること。

(2) 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。

(3) 委託事業の引き継ぎ

3に定める委託期間終了後に県が本委託事業を委託する次の事業者が受託者でない場合には、受託者は当該事業の引き継ぎを委託期間内に適切に行うものとする。

(4) その他

- ア 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。
- イ 採用になった企画提案は、必要に応じて一部変更する場合がある。
- ウ 児童及び保護者の意向に配慮すること。
- エ 児童等の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。
- オ 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。